合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社アプラスと合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である平成二十七年十月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十七年八月十日

東京都千代田区外神田三丁目一二番八号

新生セールスファイナンス株式会社

代表取締役　庄司　佳也

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である釣賀勝美が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年八月十日

京都府宇治市広野町桐生谷五二番地の四〇

株式会社ジンウ通商

日本における代表者　釣賀　勝美

限定承認公告

本籍名古屋市中川区かの里一丁目三四〇四番地七、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　中川　高夫

右被相続人は平成二十七年六月十八日死亡し、その相続人は平成二十七年七月二十七日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月十日

愛知県海部郡蟹江町平安二丁目六九番地ルミエール平安一〇一号

相続財産管理人　中川　喜文

限定承認公告

本籍福岡県久留米市城島町六町原七九八番地二の一、最後の住所広島県福山市幕山台六丁目三三番七号　被相続人　亡　野田　豊

右被相続人は平成二十七年四月七日死亡し、その相続人は平成二十七年七月三十一日広島家庭裁判所福山支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月十日

名古屋市中村区椿町一八―二二　ロータスビル六階　相続財産管理人　野田千惠子

代理人弁護士　西脇　毅

限定承認公告

本籍福井県坂井市三国町野中第二号四一番地、最後の住所大阪市鶴見区今津南二丁目四―二五旭荘　被相続人　亡　前田　昭

右被相続人は平成二十七年六月一日死亡し、その相続人は平成二十七年七月二十七日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月十日

大阪府門真市北巣本町一七―一九

相続財産管理人　前田　昭夫

限定承認公告

本籍福岡県糸島市板持一丁目七番、最後の住所福岡県糸島市板持一丁目七番四六号

被相続人　亡　八頭司　浩

右被相続人は平成二十七年四月十七日死亡し、その相続人は平成二十七年七月二十九日福岡家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月十日

福岡県糸島市板持一丁目七番四六号

相続財産管理人　八頭司直江

任意清算公告

当社は、平成二十七年七月三十一日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年八月十日

北九州市若松区本町二丁目一二番二六号

合資会社有吉製パン所

代表社員　有吉　廣晃

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十七年九月十日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十七年八月十日

福島県福島市陣場町九番一八号

株式会社総合医療サービス

代表取締役　新妻　孝子

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十七年九月十五日をもって第二種金融商品取引業を廃止することと致しました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告致します。

平成二十七年八月十日

福岡県福岡市中央区天神四丁目六番七号

株式会社クレ・コーポレーション

代表取締役　榑林　大平

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四億三千八百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は平成二十七年四月十六日付官報号外第八十八号の三十四頁に掲載されています。

平成二十七年八月十日

東京都港区麻布台一丁目一一番九号

ビーエイみなとみらい特定目的会社

取締役　堀　好一

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先資本金の額を四億三千八百万円減少することとしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十七年九月十一日までに当社にご提出下さい。

平成二十七年八月十日

東京都港区麻布台一丁目一一番九号

ビーエイみなとみらい特定目的会社

取締役　堀　好一

訂正公告

平成二十七年七月十日掲載の特定資本金及び優先資本金の額の減少公告につき、当該優先資本金の減少及び優先出資の消却にかかる決議が撤回されたため、優先資本金の額の減少公告のみ取消し、「当社は、特定資本金の額を金四百九十九万九千九百円減少して金百円とすることにいたしました。」に訂正します。

平成二十七年八月十日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号税理士法人赤坂国際会計事務所内

シェフィールドアセット特定目的会社

取締役　山崎　亮雄

訂正公告

平成二十七年七月三十日（号外第一七一号）掲載の左記会社に係る第八期決算公告中、「一株当たりの当期純利益　1,077円64銭」とあるは「一株当たりの当期純利益　10,077円64銭」の誤りにつき訂正します。

平成二十七年八月十日

沖縄県那覇市真嘉比一丁目一番一号

レキオス少額短期保険株式会社

代表取締役　宜保　文雄

取消公告

平成二十七年七月十日掲載の優先出資の消却につき優先出資証券提出公告は、当該優先資本金の減少及び優先出資の消却にかかる決議が撤回されたため、取消します。

平成二十七年八月十日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号税理士法人赤坂国際会計事務所内

シェフィールドアセット特定目的会社

取締役　山崎　亮雄

正誤

平成二十七年七月二十一日公布外務省令第十三号（外務省の所管する法令の規定に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

二ページ一段一九行目から二二行目は次のとおりの誤り。

第二条第一項第二号中「電子証明書」の下に「（電子署名に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書を含む。以下同じ。）」を加える。

第四条第四項第一号中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に改める。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　八月十日付第一八〇号六四ページ●同日付政府調達第一四九号二四ページ●五月二十七日付参会第二一号（その一）一六ページ●同（その二）五六ページ

◉付録　七月官報目録一二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一六四円（本体一五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）